排ガスの測定結果

		項 目\区 分					測定結果		^{※1} 計画目標値	法規制値等		規制値等の根拠	備 考	
		垻					測定値	判定	計画日保旭	広 規制 恒 守		税制値等の依拠	測定箇所	測定年月日
窒	素	酸				度-	44 ppm	合格		250 ppm	以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和元年5月31日
			化	坳	濃		37 ppm	合格	100 ppm 以7				2号煙突	令和元年7月3日
			10	193	//IX		53 ppm	合格	тоо ррні д				1号煙突	令和元年11月21日
							47 ppm	合格					2号煙突	令和2年1月8日
硫	黄	酸				度-	^{*2} <5 ppm	合格		· ^{※5} K値 17. 5	以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和元年5月31日
			11	坳	濃		14 ppm	合格	50 ppm 以				2号煙突	令和元年7月3日
			10	193	//IX		^{*2} <5 ppm	合格					1号煙突	令和元年11月21日
							^{*2} <5 ppm	合格					2号煙突	令和2年1月8日
_	酸	化					4 ppm	合格			以下	^{※6} 新ガイドライン	1号煙突	令和元年5月31日
			炭	素	濃	度	4 ppm	合格	30 ppm 以7	30 ppm			2号煙突	令和元年7月3日
			1,7,	<i>></i> 10	772	/2	1 ppm	合格	30 pp	оо ррш			1号煙突	令和元年11月20日
							3 ppm	合格					2号煙突	令和2年1月8日
塩	化	水				度	17 ppm	合格		430 ppm	以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和元年5月31日
			K	素	濃		19 ppm	合格	50 ppm 以7				2号煙突	令和元年7月3日
							5.5 ppm	合格					1号煙突	令和元年11月21日
							20 ppm	合格					2号煙突	令和2年1月8日
ば	い	いじ	じ			度	*3 < 0.003 g/Nm ³	合格		0.08 g/Nm ³	以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和元年5月31日
				ん	濃		*3<0.004 g/Nm ³	合格	0.02 g/Nm ³ 以「				2号煙突	令和元年7月3日
							*3<0.003 g/Nm ³	合格	8, 1				1号煙突	令和元年11月21日
							*3 < 0.005 g/Nm ³	合格					2号煙突	令和2年1月8日
ダ 水						度-	0 ng-TEQ/Nm ³	合格	0.05 ng-TEQ/Nm³以下 —	1 ng-TEQ/Nm ³ 以	以下	^{※6} 新ガイドライン ^{※7} DXN特別措置法 大気汚染防止法	1号煙突	令和元年5月31日
	イオ	- +	シ	ン	類濃		0.00000063 ng-TEQ/Nm ³	合格					2号煙突	令和元年7月3日
							0.00000078 ng-TEQ/Nm ³	合格			以下		1号煙突	令和元年11月20日
							0.000033 ng-TEQ/Nm ³	合格					2号煙突	令和2年1月8日
							0.81 μg/Nm3	合格			以下		1号煙突	令和元年5月31日
		銀		濃		度	0.44 μg/Nm3	合格					2号煙突	令和元年7月3日
							0.25 μg/Nm3	合格					1号煙突	令和元年11月21日
							2.4 μ g/Nm3	合格					2号煙突	令和2年1月8日

注記 上記濃度はすべてO2濃度12%換算値とします。

- ※1:計画目標値は、施設運転上の自主規制値であり、国が定めている規制値より厳しい数値にしています。
- ※2:硫黄酸化物濃度の<5は、定量下限値5未満を示しています。
- ※3: <0.003は、0.003未満を示し、<0.004は0.004未満を示し、<0.005は0.005未満を示します。
- ※4:水銀濃度は、平成30年4月1日から大気汚染防止法の改正による水銀大気排出規制による測定です。
- ※5: 硫黄酸化物濃度の法規制値等のK値17.5は、約2,000ppmに相当します。
- ※6: 法規制値等の新ガイドラインは、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインのことです。
- ※7: 法規制値等のDXN特別措置法は、ダイオキシン類対策特別措置法のことです。